

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成27年6月26日

**【会社名】** シークス株式会社

**【英訳名】** S I I X Corp.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 桔 梗 芳 人

**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区備後町一丁目4番9号

**【電話番号】** 06（6266）6400（代表）

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画部長 丸 山 徹

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区備後町一丁目4番9号

**【電話番号】** 06（6266）6400（代表）

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画部長 丸 山 徹

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権付社債

**【届出の対象とした募集金額】** 一般募集 6,000,000,000円  
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

**【安定操作に関する事項】**

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年6月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）」の算式について、平成27年6月26日付の取締役会で決定されましたので、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

欄外注記

#### 第4 その他の記載事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

（訂正前）

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法          &lt;中略&gt;</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、未定であるが、平成27年6月26日付の取締役会決議に基づく算式により、平成27年7月6日（月）から平成27年7月9日（木）までのいずれかの日（転換価額等決定日）に確定する。なお、当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に乘じる値の範囲は130%程度を目途とした一定の範囲により表示される。（注）1</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p>
-----------------------	--

（訂正後）

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法          &lt;中略&gt;</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、<u>日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成27年7月6日（月）から平成27年7月9日（木）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に125%から130%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。</u>なお、上記計算の結果算出される転換価額が2,712円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。（注）1</p> <p style="text-align: right;">&lt;後略&gt;</p>
-----------------------	---

## 欄外注記

## (訂正前)

- (注) 1 転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付されま  
す。なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正され  
る事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交  
付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届  
出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕  
<http://www.six.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、転換価額等が決定され  
る前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されま  
す。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記  
載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いま  
せん。

&lt; 後略 &gt;

## (訂正後)

- (注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織  
再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転  
換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後  
から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕  
<http://www.six.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、転換価額等が決定され  
る前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されま  
す。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記  
載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いま  
せん。

&lt; 後略 &gt;

## 第4 【その他の記載事項】

(訂正前)

< 前略 >

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

転換価額の算式が決定された後、当該算式に関連する事項等を訂正した目論見書の訂正事項分が交付されます。  
なお、その後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.six.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.six.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 後略 >